

評価事業基本規則施行細則第5号

守秘義務に関する規則

(目的)

第1条 一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「本機構」という）評価事業基本規則第4条の定めにより、本機構が行う薬学教育評価において、評価者の守秘義務に関する事項を定めることを目的とする。

(評価者)

第2条 本規則における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 本機構の薬学教育評価に従事するすべての委員会の委員
- (2) 前号の委員会の下に設置された評価チームの評価実施員
- (3) その他必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(情報の範囲)

第3条 評価者が評価活動を通して収集した情報は、薬学教育評価以外の目的に使用してはいけない。

(守秘義務)

第4条 評価者は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはいけない。

- (1) 薬学教育評価申請大学（以下「当該大学」という）の評価者であること
  - (2) 当該大学の評価活動を通して得られた情報
  - (3) 当該大学の関係者の個人情報
  - (4) 当該大学の評価にあたり、他の評価者の個人情報
  - (5) その他総合評価評議会が必要とされる事項
- 2 この守秘義務は、評価活動終了後も継続するものとする。

(情報の管理)

第5条 評価者は、評価の過程で知り得た当該大学から提出された資料および情報、評価に関わる他の評価者の個人情報を厳重に管理すること。

- 2 本機構事務局から送付された当該大学に関する資料は評価終了後、すみやかに本機構事務局に返却しなければならない。
- 3 評価者は、評価の過程で記録した会議議事録および評価者や本機構事務局との間に取り交わした書簡（電子メールを含む）を当該大学の評価終了後に破棄する。
- 4 本機構事務局は、当該大学が提出した諸資料について、一部保存するほかは、外部に漏えいすることがないように、適切な方法で処分する。

(その他)

第6条 この規則の改定は、総合評価評議会が決定する。

2 総合評価評議会は、この規則の改廃にあたり、評価に従事するすべての委員会から意見を聴くことができる。

附則 この規則は、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。